社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会ボランティア市民活動センター運営規程

（名称及び設置）

第１条　つくばみらい市保健福祉センター内につくばみらい市ボランティア市民活動センター（以下「センター」という）を設置する。

２　センターの運営は，社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会（以下「協議会」という）が行う。

（目的）

第２条　センターは地域住民のボランティア活動に限らず,幅広くＮＰＯも含めた市民活動，当事者活動などとの協働，支援体制の整備に努め，誰でも，いつでも，どこでも気軽に活動に参加できる環境，機会づくりを提供し，つくばみらい市における福祉コミュニティー形成の推進拠点及び中核施設となることを目的とする。

（事業）

第３条　センターは，前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）ボランティアに関するニーズの把握及び連絡調整

（２）ボランティア及びボランティア関係機関，団体との連絡調整

（３）ボランティア活動を含む福祉に関する情報の収集，提供及び広報

（４）ボランティアの相談，斡旋

（５）ボランティアの研修，講座

（６）ボランティアの活動拠点の提供

（７）地域協働システムづくり

（８）誰もが住みやすいコミュニティーづくりの推進

（９）ＮＰＯ，市民活動の養成

（10）学校やＰＴＡ等との連帯強化

（11）図書，資料，器具，機材等の貸出し

（12）福祉教育の推進

（13）移動講座

（14）その他，目的達成に必要な事業

（取り扱い要項）

第４条　各業務の取り扱いは次のとおりとする。

（１）預託の申し出を受けた時は，「領収書」及び「礼状」を発行する

（２）ボランティア活動の相談を受けた場合は，「相談・受付カード」を作成する

（３）ボランティア活動を希望する個人及びサークルから相談を受けた場合には，「ボランティア相談・連絡カード」を作成し整理活用する

（整理する簿冊）

第５条　センターの効率的運営を図るため次の簿冊を整理する。

（１）ボランティア活動を行う個人及びサークル等の登録カード

（２）相談・斡旋する状況を明らかにするボランティア相談・連絡カード
（３）ボランティア活動資材等の整備を明らかにする簿冊
（４）ボランティア活動を行う個人，サークル等に対する研修，連絡会，打合せ会等の状況を明らかにする簿冊

附則

１　この規程は，平成１８年４月１日から施行する。
２　この規程は，平成２９年４月１日から施行する。